

【臨時】生活習慣病管理料と院内トリージ実施料 併算定可能に —新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬算定について その12—

厚労省は1月8日、新型コロナに係る診療報酬の特例に関して事務連絡（その32）を发出。院内トリージ実施料等の算定について疑義解釈が示されました。主なものを以下に抜粋して掲載します。

【診療所・病院共通】

問 保険医療機関において、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料、又は在宅がん医療総合診療料を算定している患者であって、新型コロナウイルス感染症であることが疑われるものに対し、必要な感染予防策を講じた上で診察を実施した場合、院内トリージ実施料は算定できるか。

答) 算定可。

編注：小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料についても院内トリージ実施料は別に算定可能。

問 インフルエンザウイルス抗原定性は、小児科外来診療料、地域包括診療用、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料と併算定可能か。

答) 併算定不可。

問 新型コロナウイルス感染症以外の疾病により入院している者であって、入院中に新たに新型コロナウイルス感染症が疑われた場合に、やむを得ない理由で他の保険医療機関を受診させた場合、受診先の保険医療機関において院内トリージ実施料は算定できるか

答) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行っている場合、算定可。

※DPC算定病棟に入院中の患者については、入院中の保険医療機関において算定し、当該診療行為に係る費用の分配は医療機関間の合議に委ねられる。

【病院・有床診療所向け】

問 新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対して、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施し、その後直ちに当該患者を入院させた場合、院内トリージ実施料は算定できるか。

答) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に従い、院内感染等に留意した対応を行っている場合、算定可。

※当該患者をDPC算定病棟に入院させた場合であっても算定可能。

協会に寄せられるお問い合わせをご紹介します

問1 6歳未満の乳幼児への加算である乳幼児感染予防策加算(100点)の算定は月1回のみか。

答) 月1回の規定はありません。乳幼児の診療において必要な感染予防策を講じた上で診療すれば、診療の都度算定可能です。

問2 院内トリージ実施料は、診療の都度算定できるか。

答) 算定回数の上限の規定がないため、必要な感染予防策を講じた上で診療した場合には、診療の都度算定できます。

問3 コロナ禍の特例である電話再診での投薬は現在も可能か。

答) 可能です。

問4 初再診料や処方箋料は新型コロナウイルス感染症の検査に係る公費の対象になるか。

答) なりません。新型コロナウイルス感染症の検査の公費の対象になるのは、検査の実施料（SARS-Cov-2抗原検出、SARS-Cov-2核酸検出等）と判断料（免疫学的検査判断料又は微生物学的検査判断料）のみです。また、鼻腔・咽頭拭い液採取（5点）は対象ではありません。